農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)(附則第六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係るという。)から支持を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権(当該弁済をした日頃の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。)につ項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。)についる。という。)から支持、の資金をの負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法を	生として邪道符得その也の団本から送付された金銭、昔入金を余く。しによる繰入金及び基金協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条第九条(基金協会は、第十五条の規定による出資金、第十条第二項の規定(基金)	り、農業経営の改善に資することを目的とする。	改正案
び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除くき農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)から支払を受けた保育の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。)につ項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。)について、次の負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法を、	生として邪道符得その也の団本から交付された金銭(昔入金を余く。)による繰入金及び基金協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条第九条 基金協会は、第十五条の規定による出資金、第十条第二項の規定(基金)	(目的)	現行

同様とする。 による信用基金への納付金に対応する部分を除く。)についても、またる部分を除く。)の行使により取得した金銭(第六十四条第一項の規定

一・二 (略)

(信用基金からの借入金等)

方法により管理しなければならない。

| 大学のでは、一般では、一般の

2 (略)

2 (略)

第六十条 削除

金への納付金に対応する部分を除く。) についても、また同様とする。。) の行使により取得した金銭 (第六十四条第一項の規定による信用基

一・二 (略)

(信用基金からの借入金等)

2 (略)

2 (略)

(保険料)

乗じて得た額とする。 第六十条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を

(保険料)

を乗じて得た額とする。

第六十七条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)(附則第七条関係)

改正案	現
第一条 こうち律は、中ト魚巻音等り魚巻を含等に必要な資金の虫剤を引(目的)	りま
滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその一等一系。この汚得は、中人渉賞者等の渉賞糸営等に対する貸付け等についてその	滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその第一条。この注信に「中人演賞者等の演賞系官等に必要な資金の副近を日
債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独	債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び農
立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立	林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立し、もつて中
し、もつて中小漁業の振興を図ることを目的とする。	小漁業の振興を図ることを目的とする。
(基金)	(基金)
第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の	第四十三条の協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の
規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条	規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条
件として都道府県その他の団体から交付された金銭(借入金を除く。)	件として都道府県その他の団体から交付された金銭(借入金を除く。)
を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法	を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法
により管理しなければならない。 協会が保証債務の弁済 (次条第一項の	により管理しなければならない。 協会が保証債務の弁済 (次条第一項の
資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。) につき独	資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。) につき農
立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) から支払を	林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) から支払を受けた保険金
受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権(当該弁済をした日以後)	及び当該弁済によつて得た求償権 (当該弁済をした日以後の利息及び避
の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部	けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)
分を除く。) の行使により取得した金銭 (第七十四条の規定による信用	の行使により取得した金銭 (第七十四条の規定による信用基金への納付
基金への納付金に対応する部分を除く。)についても、同様とする。	金に対応する部分を除く。)についても、同様とする。
(略)	- • (略)
(信用基金からの借入金等)	(信用基金からの借入金等)

第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成十四年 らない。 法律第 の預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければな 四条第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関へ からの借入金 (当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第 号)第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金

2 (略)

第四十三条の三 金融機関への預金の方法により管理しなければならない。 れた金銭(当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。 三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付さ 項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一) を、

2 (略)

第七十条

第七十九条

削除

削除

第四十三条の二 協会は、農林漁業信用基金法 (昭和六十二年法律第七十 しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。 号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若 の負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第二 入金 (当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、そ 九号)第二十七条第一項第七号に規定する資金に係る信用基金からの借

(略)

2

第四十三条の三 の預金の方法により管理しなければならない。 当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。)を、金融機関へ る業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭 (規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第三号に掲げ 協会は、 農林漁業信用基金法第二十七条第一項第八号に

2 (略)

(保険料)

第七十条 乗じて得た額とする。 保険料の額は、 保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を

(保険料)

第七十九条 を乗じて得た額とする。 保険料の額は、 保険金額に年百分の三以内で政令で定める率

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)(附則第八条関係)

 (削る。) 業務を行う。	の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金いう。) は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済第百四十二条の八 独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」と	第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業附則	第六章・第七章 (略) 第二章~第五章の二 (略) 第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務(第一章~第五章の二 (略)	改正案
資金の貸付け又は当該資金の借入れにより金融機関に対し負担する債務は組合等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする「信用基金は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内において「〜三 (略)	金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営第百四十二条の八 農林漁業信用基金(以下信用基金という。)は、農業	第五章の三(農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務)附則	第六章・第七章 (略) 第二章〜第五章の二 農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務(第百四十二条第一章〜第五章の二 (略)	現

第百四十二条の十 第百四十二条の九 (削る。) る 合連合会に委託することができる。 貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該組合等の所属する農業共済組 機関に委託することができる。 業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融 部を、農林中央金庫、 の規定により行う業務 (以下「農業災害補償関係業務」という。) の一 農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることができ 信用基金は、 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、 (略) 前項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため、 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、前条 農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸付 | 第百四十二条の十一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の 組合等に係る資金の 第百四十二条の十 第百四十二条の九 ſΪ きる。 の運用の方法その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならな の回収の方法、 ならない。 の開始前に、 る農業共済組合連合会に委託することができる。 に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該組合等の所属す 指定する金融機関に委託することができる。 及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の いう。)の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号 により、前条の規定により行う業務(以下「農業災害補償関係業務」と の保証の業務及びこれらの業務に附帯する業務を行うことができる。 農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることがで 信用基金は、 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、 信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、組合等 (略) これを変更しようとするときも、 業務方法書を作成し、 前 金銭の寄託の引受けの条件、 信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところ 信用基金は、 |項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため 農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸 農業災害補償関係業務に関し、 農林水産大臣の認可を受けなければ 業務の委託の要領 同様とする。 利率及び期限、 当該業務 余裕金 元利金

済、 支払以外の目的に使用してはならない。 けを受けた資金又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、家畜共 果樹共済、 畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の

ಶ್ಠ 弁済期前の償還、 るところにより、 は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、業務方法書で定め 農業共済組合連合会又は組合等が前項の規定に違反して同項の資金又 当該農業共済組合連合会又は組合等に対し、貸付金の 違約金の納付その他必要な措置を請求することができ

第百四十二条の十一・第百四十二条の十二 (略)

第百四十二条の十三 協議しなければならない。 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に

第百四十二条の九第一項の指定をしようとするとき。

農業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法 (号)第十六条第一項の承認をしようとすると

平成十四年法律第

可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的以外の目的に使用してはなら 済金の支払又は第百四十二条の八第二項の規定による農林水産大臣の認 共済、果樹共済、 付けを受けた資金又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、 畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金若しくは共

ない。

ることができる。 し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求す 方法書で定めるところにより、当該農業共済組合連合会又は組合等に対 は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、 農業共済組合連合会又は組合等が前項の規定に違反して同項の資金又 前条第一項の業務

第百四十二条の十二・第百四十二条の十三 (略)

第百四十二条の十四 協議しなければならない。 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に

- 金法(昭和六十二年法律第七十九号)第三十三条若しくは第四十条第 しようとするとき又は農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基 項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。 第百四十二条の八第二項若しくは第百四十二条の十第一 項の認可を
- 若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき 農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条第一号 第百四十二条の九第一項の規定による指定をしようとするとき又は
- \equiv 農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条第三号 第百四十二 一条の十第二項の農林水産省令を定めようとするとき又は

第百四十二条の十四 (削る。) (削る。) のは「、中小漁業融資保証法又は農業災害補償法」とする。 係業務」と、 業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「 項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる 林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第一 に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び農業災害補償関 同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資保証法」とある 農業災害補償関係業務については、独立行政法人農 前条各号 第百四十七条の二次の各号の一に該当する場合には、 第百四十二条の十五 四 た信用基金の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。 災害補償法」とする。 又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は農業 掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第四十五条第二項中「 金法第四条第六項、第十条第三項、第四十七条第二項及び第四十八条第 一項中「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に 項の承認をしようとするとき。 る経理をしたとき。 農業災害補償関係業務については、 を受けなかつたとき。 農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、 若しくは第四十三条の農林水産省令を定めようとするとき。 第百四十二条の十二又は第百四十二条の十三第一項の規定に違反す 第百四十二条の八第二項又は第百四十二条の十第一項の規定により 農業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第三十四条第一 適用しない。 農業災害補償関係業務については、 農林漁業信用基金法第三十条の規 その違反行為をし 農林漁業信用基 その認可

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)(附則第九条関係)

第百九十六条の四(信用基金は、業務方法書で定めるところにより、漁業 第(業務の委託)	「一〜四 (略)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改 正 案
第百九十六条の四(信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところ(業務の委託)	(第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務第一章~第六章 (略)第一章~第六章 (略)第一章~第六章 (略)	現

第百九十六条の六 第百九十六条の五 2 { 4 金融機関に委託することができる。 号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する を、農林中央金庫、 災害補償関係業務 (貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。)の一部 (貸付金等の使用) (略) (略) 削除 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四 第百九十六条の六 (略) 2 第百九十六条の五 2 { 4 八 七 六 五 四 三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大 く。)の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第 Ξ ならない。 の開始前に、 臣の指定する金融機関に委託することができる。 により、漁業災害補償関係業務(貸付けの決定及び債務保証の決定を除 (貸付金等の使用) (業務方法書) 度 金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項 貸付金の利率、 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度 余裕金の運用の方法 金銭の寄託の引受けの条件 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項 その他農林水産省令で定める事項 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限 (略) これを変更しようとするときも、 業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければ 信用基金は、 償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資 漁業災害補償関係業務に関し、 同様とする。 当該業務

2 要な措置を請求することができる。 漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必 使用したときは、信用基金は、業務方法書で定めるところにより、当該 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に 2

第百九十六条の九

削除

使用したときは、信用基金は、前条第一項の業務方法書で定めるところ 納付その他必要な措置を請求することができる。 により、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に

(借入金)

第百九十六条の九 金又は短期借入金をする場合には、 信用基金は、 漁業災害補償関係業務に関し、 農林水産大臣の認可を受けなければ 長期借入

ならない。

2 前項の規定による短期借入金は、 当該事業年度内に償還しなければな

らない。ただし、 資金の不足のため償還することができない金額に限り

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、 一年以内に償還

農林水産大臣の認可を受けて、

これを借り換えることができる。

しなければならない。

(財務大臣との協議)

第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、 財務大臣と協

議しなければならない。

第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、

財務大臣と協

(財務大臣との協議)

議しなければならない。

第百九十六条の四第一項の指定をしようとするとき。

第百九十六条の五第一項若しくは前条第一項若しくは第二項ただし

書の認可をしようとするとき又は漁業災害補償関係業務に関して農林

漁業信用基金法 (昭和六十二年法律第七十九号) 第三十三条の認可を

しようとするとき。

き又は漁業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第四十一条 第百九十六条の五第二項第八号の農林水産省令を定めようとすると

平成十四年法律第 号) 第十六条第一項の承認をしようとすると

漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法 (

=

=

十七条第一項又は第十九条第一項の認可をしようとするとき。三、漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第

(独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)

(G業務」と、同法第十七条第一項中「第十二条第一項第四号及び第九号 「現中「第十五条各号に掲げる業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる 業務及び漁業災害補償関係業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる 業務及び漁業災害補償関係業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる 第百九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農 第

償法」とする。小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項中「又は中

に掲げる業務」

とあるのは「第十二条第

項第四号及び第九号に掲げる

第十八条の規定は、適用しない。 2 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法

第百九十八条及び第百九十九条削除

第三号若しくは第四十三条の農林水産省令を定めようとするとき。

項の承認をしようとするとき。 四 漁業災害補償関係業務に関して農林漁業信用基金法第三十四条第

(農林漁業信用基金法の特例)

保証法又は漁業災害補償法」とする。

「項中「第三十一条各号に掲げる業務」と、農林漁業信用基金法第四十月。
「現中「第三十一条各号に掲げる業務」と、農林漁業信用基金法第四十月。
「現中「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に

| 第四十条の規定は、適用しない。| 2 漁業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第三十条及び

第百九十八条 削除

第百九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

した信用基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。 | この法律の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない 理をしたとき。 場合において、その認可を受けなかつたとき。

| 第百九十六条の七又は第百九十六条の八第一項の規定に違反する経

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)(附則第十条関係)

3	2	イ~ハ (略) 機関に対して負担する債務を保証すること。	資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。)により当該融資漁業信用基金法第十三条第一項の融資機関から借り入れること(当該	条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同	、 15~ 15~ 15~ 15~ 15~ 15~ 15~ 15~ 15~ 15~	信用基金に出資している次に掲げる者(その者が口に掲げる者であ (略)	を行う。	号)第十	第六条 独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。)は 第六(独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等) -	改 正 案
する。認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、農林水産大臣の「「)、「、	,	イ~ハ(略)て負担する債務を保証すること。	るため手形の割引を受けることを含む。)により当該融資機関に対し法第二十八条第一項の融資機関から借り入れること(当該資金に充て	条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を農林漁業信用基金で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同	る場合には、その直接の構成員となつている八に掲げる者を含む。)	三 信用基金に出資している次に掲げる者(その者が口に掲げる者であー・二 (略)	ほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。	用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第二十七条に規定する業務の	第六条 農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、農林漁業信(農林漁業信用基金の業務の特例等)	

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	É é	へ削る。
J)	\bigcup	\bigcup		ر

第七条 ಭ 整理しなければならない。 ては、 これに附帯する業務を含む。 第五項において同じ。 その他の業務に係る経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて 信用基金は、 前条第一項第一号の業務 (これに附帯する業務を含 第五項において同じ。 に係る経理及び同条第)に係る経理につい 一項第二号の業務(

- 2 信用基金は、 前条第一項第二号の規定による資金の貸付けに必要な資
- ることができる。 金の一部に充てるため、 農林水産大臣の認可を受けて、 長期借入金をす
- 3 額の範囲内において、前項の規定による信用基金の長期借入金に係る債 務について保証することができる。 年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十 国会の議決を経た金
- 4 の業務に要する経費の一部を補助することができる。 政府は、 予算の範囲内において、 信用基金に対し、 前条第一 項第二号
- 5 らない。 農林水産大臣は、 次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければな
- 第三十条第一項、 しくは同項第二号の業務に関して農林漁業信用基金法第四条第二項、 第二項の認可をしようとするとき、又は前条第一項第一号の業務若 第三十三条若しくは第四十条第一項若しくは第二項
- 産省令を定めようとするとき。 用基金法第三十条第二項、第四十一条第三号又は第四十三条の農林水 前条第一項第一号の業務又は同項第二号の業務に関して農林漁業信

ただし書の認可をしようとするとき。

 \equiv 前条第一項第一号の業務又は同項第二号の業務に関して農林漁業信

する業務を含む。以下同じ。			定措置法第六条第一項第一号第十二条第一項第五号及び暫	第五号に掲げる第十二条第一項	第十五条第二号
に関する暫定措置法(以下「 に関する暫定措置法(以下「 で関する暫定措置法(以下「 で関する暫定措置法(以下「 で関する暫定措置法(以下「			野定措置法(以下「暫定措置 法」という。)第六条第一項 第三号に掲げる業務(債務の 保証の決定を除く。)並びに これらに	証の決定を除く	
の促進のための資金の融通等がでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、	に掲げる業務	第四条第六項	ための資金の融通等に関する業経営基盤の強化等の促進の第十二条第一項第五号及び林	業務へ責務の保第十二条第一項	第十四条第二項
字句と読み替え	それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	ものは、それぞれ同	それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読		み替えるものとする。
定中の字句で同一務が行われる場	欄に掲げる農林漁業信用基金法の規定中の字句で司表の中欄に掲げるこの法律の規定により信用基金の業務が行われる場合には、次の表の	上闌に掲げる農林魚業信用基金法の規定中の字句で司表の中闌に掲げる	次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字条(前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には)	げる独立行政法人により信用基金が同	、次の表の上闌に場第七条が前条の規定に
号の規定による	び財務大臣に協議しなければならない。と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣農林水産大臣は、前条第三項の認可をしようとするときは、信用基金恩とき。	及び財務大臣に協議しなければならない。			(削る。)

		並びにこれらに
第十七条第一項	第十二条第一項	第十二条第一項第四号及び第
	号に掲げる業務	第一項第二号に掲げる業務力を並びに暫定措置法第六条
第二十条第一項	資保証法と	定措置法
第二十八条第二号	第 十二 条	条 第十二条及び暫定措置法第六

第四十五条第二項	一項	第三十一条第二号	第二十九条第二項	項 第十条第三項、第一の 第十条第三項、第一
資保証法	償 	に る業務及びこれ 第二十七条第一	第二十七条第一 項第四号に掲げ る業務(債務の 保証の決定を除 で、)及びこれ	掲げる業務
定措置法、中小漁業融資保証法又は暫	置法、漁業災害補償法又は暫定措	並びにこれらにがいる業務を第一項第三号に掲げる業務のが暫定措置法第六年のでは、「「ののでは、」では、「ののでは、」では、「ののでは、」では、「ののでは、」では、「ののでは、」では、「ののでは、」では、「ののでは、「ののでは、」では、「ののでは、「ののでは、」では、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」では、「ののでは、」が、「ののでは、「ののでは、」が、「ののでは、「ののでは、」が、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」が、「ののでは、「ののでは、」が、「ののでは、、このでは、、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	第二十七条第一項第四号及び 野定措置法第六条第一項第三 野に掲げる業務(債務の保証	項第二号に掲げる業務及び同項第一号に掲げる業務及び同が記書のでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点

措置法第七条第一項若しくは第三十九条又は暫定	又は第三十九条	第五十一条第四号
六条	第二十七条	第五十一条第三号
この法律又は暫定措置法	この法律	第五十一条第一号 この法律

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)(附則第十四条関係)

30 (略)	きる。	信用基金から林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する。公庫は、当外の間、当外プ目の計画を受けて、独立行政決力農林消費)	附則	改正案
30 (略)	第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。	2 林	、28 (略)	附則	現

漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)(附則第十四条関係)

納付金の額を控除した残額)の合計額	漁業信用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その	うちに中小漁業融資保証法第七十四条の規定により独立行政法人農林	て得た求償権の行使によりその後において取得した金額(その金額の	当該業務に係る弁済(当該基金をもつて行つたものに限る。)によつ	に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び	漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合(当該保証)(二)	(略)	割合に応じて政府に納付しなければならない。	定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた 定:	が出資した漁業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で が:	第七条の都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県 第七条	納付金) ()	改 正 案
控除した残額)の合計額	へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を	うちに中小漁業融資保証法第七十四条の規定により農林漁業信用基金	て得た求償権の行使によりその後において取得した金額(その金額の	当該業務に係る弁済 (当該基金をもつて行つたものに限る。) によつ	に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び	漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証	(略)	割合に応じて政府に納付しなければならない。	定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた	が出資した漁業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で	2条 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県	(納付金)	現

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)(附則第十四条関係)

定に係る寄託金の受入れをすることができる。	化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の協	の認可を受けて、独立行政法人農林漁業信用基金から林業経営基盤の強	2 公庫は、当分の間、第二十六条第六項の規定にかかわらず、主務大臣	第五条の六 (略)	附則	改正案
金の受入れをすることができる。	進	の認可を受けて、農林漁業信用基金から林業経営基盤の強化等の促進の	2 公庫は、当分の間、第二十六条第六項の規定にかかわらず、主務大臣	第五条の六 (略)	附則	現

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)(附則第十四条関係)

	農業共済基金去第四十九条第六頁及び第七頁中「基金」とあるのは「虫」(農業共済基金法第四十八条中「省令」とあるのは「農林水産省令」と、旧)(業共済基	条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農 条の規定	旧農業共済基金法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六 第九条 旧	附 則	改 正 案	
林漁業信用基金」と読み替えるものとする。	農業共済基金法第四十九条第六頁文が第七頁中「基金・上あるのは「農」業共済基金法第四十八条中「省令」とあるのは「農林水産省令」と、旧	条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農	旧農業共済基金法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六	則	現行	

二 農業近代 は、政令で定	二 農業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証 一 (略) 助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。 は、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる金額の一部を当該補
該都道府県が出資した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するとき号)第三条第一項の規定により受けた政府の補助を含む。)を受けて当県が同法による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二附則第五条第一項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府	該都道府県が出資した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するとき号)第三条第一項の規定により受けた政府の補助を含む。)を受けて当県が同法による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二 附則第五条第一項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府
第六条(都道府県は、前条の規定による政府の補助(農業信用基金協会法(納付金)	第六条(都道府県は、前条の規定による政府の補助(農業信用基金協会法(納付金)よる。
用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の定めるところによる。、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)及び農林漁業信2 前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関してはが行う農業信用保険の制度を設けるものとする。	人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第 号)の定めるところに 、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)及び独立行政法 前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関しては漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を設けるものとする。
とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき農林漁業信用基金機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資(農業近代化資金に係る債務の保証等)	とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務第四条(農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資(農業近代化資金に係る債務の保証等)
現	改正案

、その納付金の額を控除した残額)の合計額
、その納付金の額を控除した残額)の合計額が含まれている場合にはうちに農業信用保証保険法第六十四条第一項の規定により独立行政法で得た求償権の行使によりその後において取得した金額(その金額の当該業務に係る弁済(当該基金をもつて行つたものに限る。)によつに係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び

| 用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金うちに農業信用保証保険法第六十四条第一項の規定により農林漁業信告ま業務に係る弁済(当該基金をもつて行つたものに限る。)によつに係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び

の額を控除した残額)の合計額

- 25 -

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(附則第十六条関係)

合であって定款で定めるものとする。	土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組 定基金、土地	漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区 / 、漁業信用基金協会、	共済組合連合会、漁船保険組合、農業信用基金協会、漁業信用基金協会 共済組合連合会、	工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業 工業協同組合	漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加	同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組 同組合連合会、	第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協 第八条 農林中	(会員の資格) (会員の資格)	改 正 案
る中小企業等協同組合であって定款で定めるものとする。	定基金、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関す	奉金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安	50会、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会	工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業	漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加	会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組	農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協	恰)	現行

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(附則第十七条関係)

(略) (略)	(略) (略) (略) 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団法(昭和三十		十五号)	(略) (略) (略) (略)	名		3
(略)	号)	号)農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九	十五号)	(略)	拠法		1

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第

号)(附則第十八条関係)

						E.I	
	(略)	阪神高速道路公団	農林漁業金融公庫	(略)	名称	別表(第二条関係)	
	(略)	号)	十五号) 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五	(略)	根拠		改正案
		十七年法律第四十三	十七年法律第三百五		法		
(略)	阪神高速道路公団	農林漁業信用基金	農林漁業金融公庫	(略)	名称	別表(第二条関係)	
	号) 医神高速道路公団法		十五号)		根		現
(略)	号)	号) 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九	十五号) 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五	(略)			行
	_ =	し 九	五		14		

号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九第三十八条(水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三(所掌事務)	号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三(所掌事務)
八十六号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。 「「、第四十号、第四十九号、第五十八号から第六十九号まで及び第信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。)に係るものに限信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。)、第四号、第五号、第九号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第二号、第三十一条 材質庁に 前条の任務を通历するため 第四条第二号 第三	掲げる事務をつかさどる。 場に、第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第四十号、第四十九号号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九第三十一条、材野庁に、前条の任務を适成するため、第四条第二号、第三
務	務)
三十六~八十九 (略)	三十六~八十九(略) 三十六~八十九(略) こと。 日基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関する三十五、農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信一~三十四(略)
かさどる。 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ(所掌事務)	かさどる。
現	改正案

八号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。)、第四十号、第四十九号、第七十号から第八十六号まで、第八十基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。)に係るものに限

号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号 (漁業信用

八十六号まで、第八十八号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。く。)に係るものに限る。)、第四十号、第四十九号、第七十号から第基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査を除号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号(漁業信用